

入札心得書

1. 入札の執行前に談合入札が予想され、又は、談合の事実が発覚した場合は入札を中止する場合があります。
2. 入札者からの質問は、質問書を担当者にメール又はファクシミリにて送付することとし担当者は、回答書を入札者へ送付することとする。
3. 入札用紙は指定しない。県様式の使用で差し支えないものとする。ただし、県の財務規則は削除すること。
4. 入札書類提出後の引き換え、入札書の取り消し、訂正等の請求は認めない。
5. 同価格の入札者が二人以上ある時は、抽選で落札者を決定する。
6. 入札の無効に関する事項
地方自治法施行令167条の12第3項及び渡名喜村契約規則第13条の規則に基づき、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 参加資格のない者のした入札書
 - (2) 同一人がした2以上の入札書※
 - (3) 入札者が連合していた入札書
 - (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
 - (5) 記名押印のない入札書
 - (6) 金額を訂正した入札書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書※但し、郵便入札で複数回数の入札を行う場合、2回目、3回目に分け入札書を外封筒の中へ入れる場合に限りこの限りではない。

渡名喜村長 比 嘉 朗